

道路占用基準及び舗装復旧施工基準

平成 22 年 10 月 1 日施行
令和 6 年 4 月 1 日一部改正
令和 7 年 1 月 27 日一部改正
道路管理者：駒ヶ根市役所建設課

道路を掘削する工事後、舗装構成の不連続が生じ路面の沈下やひび割れなどにより道路及び構造物の破損を早めることがあるので、復旧工事はこの基準に従い入念に施工するものとする。

1. 占用工事について

1. 占用許可の原則

- ① 道路占用は、道路の敷地以外に埋設等の場所がなく、やむを得ない場合に限り許可する。
- ② 占用物件は、道路法その他関係法令の規定に基づく占用許可基準、条件等に適合するものでなければならない。
- ③ 占用物件は、道路法その他関係法令の基準に従い、占用者が適切に維持管理を行わなければならぬ。また、占用物件の瑕疵等に起因し第三者に損害等を与えたときは、占用者が賠償の責任を負わなければならない。

2. 上・下水道管等の占用（雨水、排水及び電気通信等の管を含む）

- ① 車道に水管等を埋設する場合の土被りは、120cm以上とすること。
ただし、工事実施上やむを得ない場合であって、管種により道路の保全管理上支障がないと認められるときは、土被りを60cm以上とすることができる。また表-1に掲げる水管を使用するときは、その頂部と路面との距離は、表-2に掲げる埋設深の値とすることができます。適用にあたっては次の事項に留意し、各事業者の確認を得ること。
- ② 工事を実施する際に、縦断勾配による制約、他の占用物件との交差、流末取付（側溝等）高さの制約、その他構造上の制約等特別な理由により土被りを60cm以上とすることができない場合はあっても、道路管理者（建設課監理係）との協議により、管の補強、管材変更その他道路の保全管理上適切な措置が取られると認められるときは、許可する場合がある。
- ③ 道路占用しようとする埋設物件及び既設の他の埋設物件、構造物との離隔距離は、30cm以上とすること。
- ④ 止水栓、メータ類及び各戸取付公共マスは、原則として道路敷外に設置すること。
- ⑤ 埋設管上部30cmの位置に、埋設表示シートを設置すること。

表－1

管種	規格	使用区分（口径）		
		水管（かんがい用含む）	下水道管	ガス管
鋼管	JIS G 3452 JIS G 3443（水管）	300mm以下	300mm以下	300mm以下
ダクタイル鉄管	JIS G 5526	300mm以下	300mm以下	300mm以下
水道配水用ポリエチレン管	引張降伏強度204kgf/cm ² 以上	200mm以下	300mm以下	300mm以下
硬質塩化ビニル管	JIS K 6741 JIS K 6742（水管）	300mm以下	300mm以下	300mm以下
ヒューム管	JIS A 5303	300mm以下	300mm以下	300mm以下
強化プラスチック複合管	JIS A 5350	300mm以下	300mm以下	300mm以下
陶管	JIS R 1201	300mm以下	300mm以下	300mm以下
ポリエチレン管	JIS R 6774	300mm以下	300mm以下	300mm以下

表－2

埋設管	埋設深	
	車道下における路面と管頂部の距離は下記数値以上	歩道下における路面と管頂部の距離は下記数値以上
地下電線 (外装管)	道路の舗装厚さ+0.3m、当該地が0.7mに満たない場合は0.7m	0.6m。ただし、マウントアップ式歩道の路面は車道面を基準面とする。
水管 かんがい用水管 ガス管	道路の舗装厚さ+0.3m、当該地が0.7mに満たない場合は0.7m	0.6m。ただし、マウントアップ式歩道の路面は車道面を基準面とする。
下水道管	道路の舗装厚さ+0.3m、当該地が1mに満たない場合は1m、ただし未舗装路の場合は0.7m	0.6m。ただし、マウントアップ式歩道の路面は車道面を基準面とする。

※埋設深の最低基準は舗装復旧の舗装構成に基づき上記数値としている。

3. 道路敷上空の占用

- ① 道路敷上空に架空線や構造物を占用する場合は、路面高から4.5m以上の空間を確保するものとする。ただし、工事実施上やむを得ない場合であって、道路管理者（建設課監理係）との協議により、占用物の保護により道路の保全管理上支障がないと認められるときは、路面高から2.5m以上の空間を確保ができるときは、許可する場合がある。
- ② 道路敷上空の占用について、表－3に示す路線については、電気通信工作物の転倒を防止するための控え線以外は、許可しない。控え線を占用する場合は、維持管理に必要な最低限の数のみを、道路管理者（建設課監理係）との協議により許可する。当該路線の上空占用をしようとする場合は、上記2.に示す、上・下水道管等の占用に基づき、埋設を行うか、ルート変更を行うこと。

表－3 道路敷上空占用の規制を行う路線名及び区間

路線名	区間
市道小鍛冶線	小町屋踏切から国道153号下市場交差点
市道中割経塚線	市道町東裏線交差点から市道広小路小町屋線ボックス交差部
市道中割経塚線	市道1-1003号線ボックス交差部から国道153号南田経塚交差点
市道中割経塚線	国道153号南田経塚交差点から市道1-817号線交差点

4. 道路敷への電柱の占用

- ① 電柱の占用について、原則として、道路幅員（車道、歩道及び標準的な路肩）内へ新たに地上に設ける電柱の設置を認めない。ただし、従前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。また、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
- ② 電柱の占用について、表－4に示す路線及び区間については、道路法第37条第1項の規定に基づき、道路幅員内のほかに、道路区域内（道路法面等も含む）についても新たに地上に設ける電柱の設置を認めない。ただし、従前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。また、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。

表－4 電柱の占用の規制を行う路線名及び区間

路線名	区間
市道1-494号線	国道153号市役所入口交差点から駒ヶ根市役所
市道中下り線	国道153号警察署入口交差点から駒ヶ根警察署
市道飯坂田沢線	国道153号北消防署西交差点から伊南北消防署
市道光前寺古田切線	国道153号北町交差点から国道153号古田切交差点

II. 路面復旧について

1. 挖 削

- ① 舗装の掘削部分は、必要最小限とし、舗装面の切断は、カッターで直状かつ路面に対し垂直に行うこと。
- ② 掘削は、布堀、つぼ堀、推進工法、又はこれに準ずる工法とし、舗装めくり上げ、えぐり堀は絶対に行ってはならない。
- ③ 鋼製キャタピラを有する重機で作業をする場合は、必ず路面に養生敷物をする等の必要な措置を講ずるものとし、直接舗装路面を走行する等舗装路面を破損する行為は絶対に行ってはならない。

2. 埋め戻し

- ① 占用者は、埋設物件の周囲は、砂又は碎石を使用して十分締め固め、埋め戻し後に埋設物の沈下等の障害が発生しないように処置すること。
- ② 占用者は、下層路盤より下部の埋め戻しにあっては、仕上がり厚さが30cm以下を一層とし、下層路盤を含めて上部の埋め戻しにあっては仕上がり厚さが20cm以下を一層として、各層を水平に十分締め固めながら所定の高さまで埋め戻すこと。
- ③ 埋め戻しは、埋め戻し機械により十分締め固めながら所定の高さまで埋め戻すこと。

3. 舗装復旧について

- ① 舗装復旧範囲は、掘削部分及び影響部分とする。
- ② 舗装構成は表－5のとおりとし、構造は、参考図－1、図－2のとおりとする。
- ③ 完了届提出までの管理は、施工業者が行うこと。
- ④ 完了届提出後に沈下等（すべての路線のマンホール等周辺を含む）の瑕疵があると認められ

たときは、道路管理者の指示により、占用者が速やかに復旧すること。復旧方法については都度、道路管理者と占用者で協議を行うものとする。

表－5 本復旧舗装構成

道路区分	表層工	基層工	上層路盤工	下層路盤工
	上段：材料		下段：厚さ（mm）	
幹線市道及び 特に指定する車道 (路線により舗装構成が違うため協議が必要)	密粒度アスコン 20F または改質II型	粗粒度アスコン 20F	粒調碎石 M-25 or M-40	再生クラッシャーラン RC-40
上記以外の 一般市道・車道	指定した厚さ	指定した厚さ	指定した厚さ	指定した厚さ
歩道（出入口除く）	細粒度アスコン 13 30	— —	粒調碎石 M-40 150	再生クラッシャーラン RC-40 200(原則) 100
				再生クラッシャーラン RC-40 150

表－5 の注意事項

- * 路線によって舗装構成が異なるため、その都度協議すること。
- * 下層路盤工より下部側について、良質土及び再生クラッシャーラン RC-40 にて埋め戻しすること。
- * 表層工については、再生材 30 %混入の合材も使用可能とする。
- * 現況が透水性舗装や排水性舗装に施工してある場合には、現況にあわせて復旧すること。

III 道路の掘り返し規制について（県は H17.4 から実施済）

道路舗装工事完了後は、原則としてセメントコンクリート舗装については 7 年、アスファルト舗装及び歩道については、5 年間は、掘り返しを規制する。

市民の生活に関する物件については協議による。

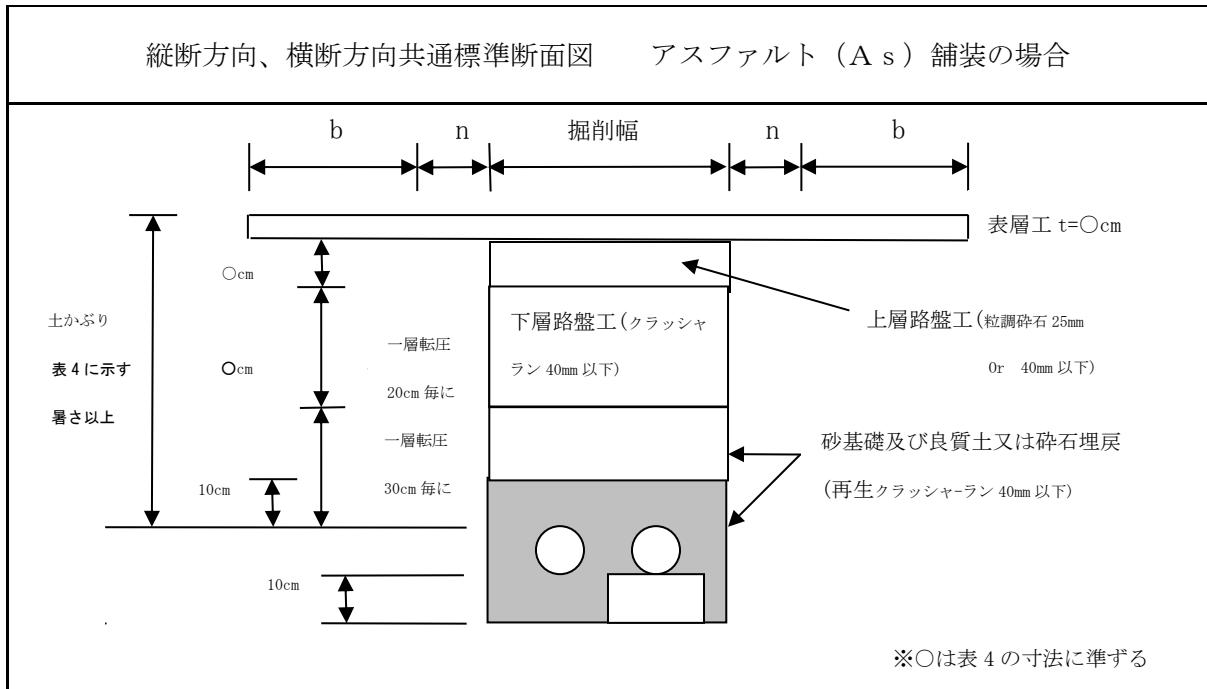
IV 工事の安全管理について

1. 下記の内容について最善の注意を払うこと

- ①歩行者の安全確保を図ること。
- ②車両の通行に支障のないよう交通安全確保を図ること。
- ③使用目的以外の通行止めは行わないこと。
- ④予告看板・案内看板・安全柵等の交通管理対策（夜間照明等）を徹底すること。
- ⑤地元への周知を徹底すること。
- ⑥迂回表示を十分行うこと。
- ⑦道路使用区域内にゴミ集積所等がある場合は生活環境課に連絡し対応を図ること。
- ⑧路線バス等の通行ルートである場合は、十分協議をすること。

参考図－1 本復旧の構造図

- n : 影響幅 30cm は、掘削幅に追加して表層工を施工する。ただし、掘削深 60 cm 以下の場合で、掘削部の路盤下の埋戻をすべて碎石で行う場合に限り、影響幅の復旧は不要とする。
- b : 輸装の絶縁線＝路肩線までの距離 $b < 120\text{cm}$ の場合は b の部分の表層工を施工する。



参考図－1 の注意事項

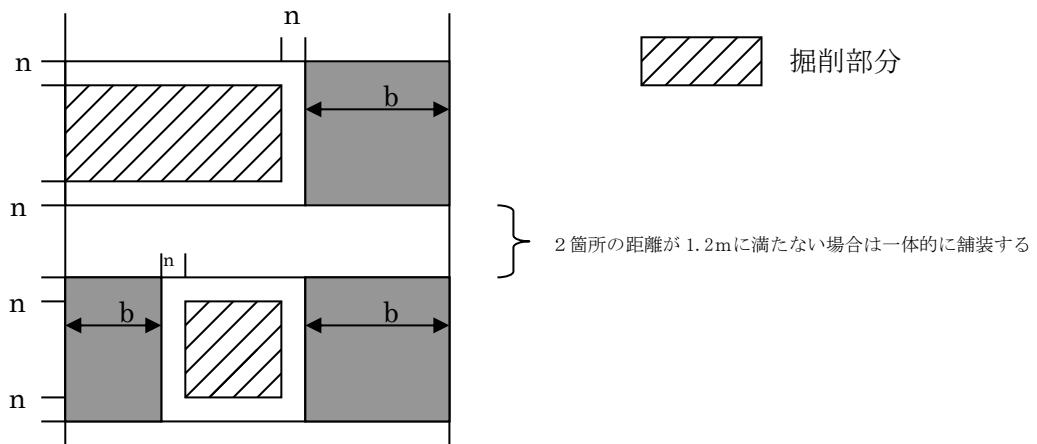
- *既設のコンクリート舗装の下に空洞ができ、コンクリートの割れが発生があるので、コンクリート舗装の場合でも影響幅までコンクリート舗装で復旧することとし、コンクリート舗装内に路面から 5cm の位置で影響幅まで金網を入れて施工すること。
- *本復旧施工後に、著しくアスファルトを盛ってあるケースがあるが、道路瑕疵事故の原因となるので正規の高さで復旧すること。
- *本復旧後の白線（外側線・中央線・横断歩道、停止線、ひし形マーク）の復旧については、ペイント式又は溶融式で行うこと。（仮復旧時の白線はスプレー等でやむをえないが、管理は行うこと。）
- *アスファルト舗装前に、降雨等により路盤が凸凹になることがあるので、定期的に施工箇所の管理を行うこと。（事故、苦情が発生した場合は、早急に対応すること。）
- *二次カッターは本復旧施工時に入れること。（打ち継ぎ部から水が入り凍上や路盤沈下が発生し、アスファルトが破損するため）
- *影響幅不要な工種は、マンホール修繕、水道等の表函修繕及び道路路肩構造物（縁石、側溝等）を想定している。

参考図－2 路肩及びセンター・ラインまでの距離について

① 1車線道路を占用した場合

掘削部分に加え30cmの影響幅（nの部分）は表層工を施工する。

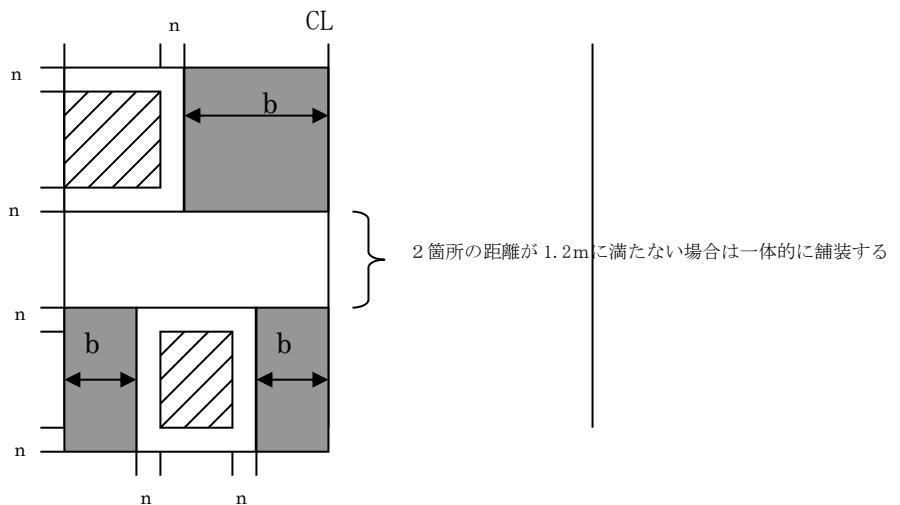
舗装の絶縁線＝路肩線までの距離 $b < 120\text{cm}$ の場合はbの部分も表層工を施工する。



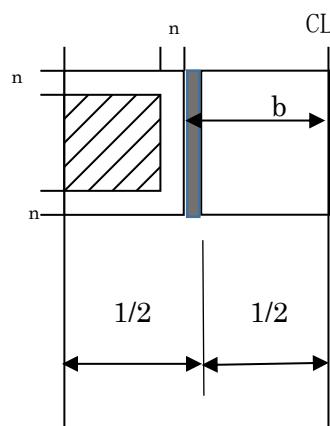
② 2車線道路の片側車線を占用した場合

掘削部分に加え30cmの影響幅（nの部分）は表層工を施工する。

路肩、中央線（CL）までのbの部分も表層工を施工する。ただし、掘削影響が片側車線幅の1/2以下の場合でbの部分が片側車線幅1/2以上の場合は片側車線幅の1/2までを施工する。



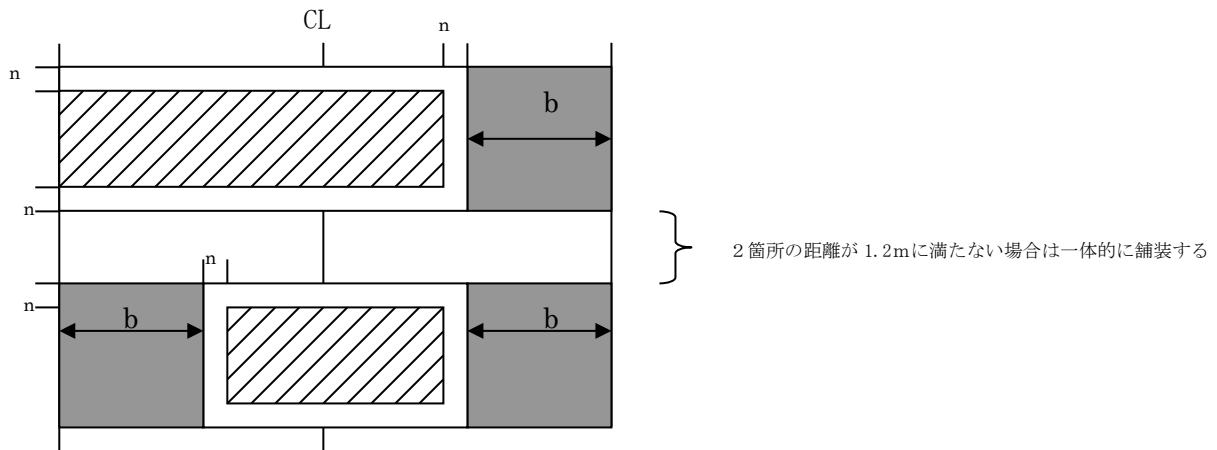
◆掘削影響範囲が片側車線幅の1/2以下の場合



③ 2車線道路の両側車線を占用した場合

掘削部分に加え30cmの影響幅（nの部分）は表層工を施工する。

路肩までのbの部分も表層工を施工する。ただし、掘削影響が反対側車線の片側車線幅の1/2以下の場合でbの部分が片側車線幅1/2以上の場合は反対側車線の片側車線幅の1/2までを施工する。



④ 車道部に影響ない範囲を占用した場合

車道部に影響がない外側線の外側のみの占用の場合は、占用によって影響のある部分の復旧を行うものとする。

⑤ 復旧方法の特例

マンホール修繕、水道等の表函修繕及び道路路肩構造物（縁石、側溝等）の場合で道路端から掘削幅50cm以下の場合かつ掘削深60cm以下の場合で、掘削部の路盤下の埋戻をすべて碎石で行うときは、参考図-2の②に示す、片側車線を占用した場合の舗装復旧の適用は除外とする。

4 完了報告書の提出について

- ①工事完了（舗装完了後）後2週間以内に、完了報告書に次の書類を添付して提出すること。
- ②掘削から本復旧までの一連作業の写真を添付し、舗装構成及び影響幅の復旧までが分かる写真を添付すること。また、区画線（外側線、中央線）やその他の道路構造物に復旧が生じた場合は、その復旧が確認できる写真を添付すること。
- ③占用箇所の変更等により復旧に変更が生じた場合は、影響幅の取り方等に注意し復旧基準に適合するよう施工し、完了時に変更した図面を提出すること。
- ④報告書に添付する写真については表-5のとおり撮影し提出すること。

表-5 完了写真撮影工程表

工 程			
1	着工前	6	下層路盤工 完了・検測
2	舗装切断状況（一次：二次）	7	上層路盤工 完了・検測
3	掘削状況	8	表層工・基層工（仮復旧） 完了・検測
4	配管状況	9	竣工（外側線等の復旧）
5	埋戻し及び転圧状況（厚み管理）	10	その他（必要に応じて）

※ 写真状況によっては、現地確認を実施する。

5 その他

- ① 道路・水路敷地内において工事を実施する際は、各種許可申請書を提出し、許可後に施工すること。
- ② 通行規制を行う際は、地元住民への周知を徹底し、道路使用許可申請に市の意見書を添付して駒ヶ根警察署へ提出すること。
- ③ 通行規制を行う際は、道路工事等届出書を上伊那広域消防伊南北消防署にもあわせて提出すること。
- ④ 本基準に定めがないときは、道路管理者と占用者で協議を行うものとする。